ファーマシーズ株式会社 調剤報酬掲載事項一覧

令和7年4月1日現在

調剤基本料に関する事項

調剤基本料 1

調剤基本料 1 の施設基準に適合する薬局です。

後発医薬品調剤体制加算に関する事項

後発医薬品 調剤体制加算 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の調剤を積極的に行っており、後発医薬品調剤体制加算を算定しています。

後発医薬品調剤体制加算3の施設基準(直近3 か月の後発医薬品の数量割合90%以上)に適合する薬局です。

調剤管理料・服薬管理指導料に関する事項		
調剤管理料	患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、 お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価 を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。 必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。	
服薬管理指導料	患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複 投薬、相互作 用、 薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文 書により情報提供し、薬剤の 服用に関し、基本的な説明を行っていま す。 薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変 化、残薬の状況 等の情報を収集した上で、 処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。 薬剤交付後においても、当該患者の服薬状況、服薬期間中の体調の変化 等について、継 続的な確認のため必要に応じて指導等を実施していま す。	

ルサナーが仕りかりを用してまる	まりける ラカ 3世日よるがけ
地域支援休制加質に関する事項	該当店舗・フタバ薬局わらび店

- 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者の免許
- 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- 当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制
- 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- 在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績(薬局あたり

年 24 回以上) 在宅訪問に関する届出・研修の実施・ 計画書の様式の整備・掲示等

- 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- 管理薬剤師の実務経験(薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務 かつ1年以上在籍
- 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備(研修計画・受講等)
- 患者のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品の販売(48 薬効群)
- 緊急避妊薬の備蓄と調剤体制
- 健康相談・健康教室の取り組み
- 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

地域支援体制 加算1

連携強化加算に関する事項

連携強化加算

事業継続計画(BCP)を策定し、BCP 訓練を実施しています。

災害・新興感染症 発生時の対応に係る研修会等に積極的に参加するよう 努めています。

- 医薬品の供給等 協力体制を整え、地域の医療機関と連携し必要な対応を 行います。
- 第二種指定医療機関の指定
- 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知
- 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有
- ・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会、研修または訓練等への参加計 画・実施
- ★ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応
- . 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

在宅薬学総合加算に関する事項

在宅薬学総合 体制加算 1

在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出

緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制(在 宅協力薬局との連携を含む)及び周知

在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講

- 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者免許の取得
 - 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績(年 24 回以上)

医療 DX 推進体制整備加算に関する事項

医療 DX 推進体制 整備加算

医療 DX の活用により正確な情報を取得・活用し、より質の高い医療を 提供できるよう、患者様におかれましてはマイナンバーカードの健康保 険証利用によるオンライン資格確認の利用にご協力をお願い致します。

- オンラインによる調剤報酬の請求
- ・オンライン資格確認を行う体制・活用
- ・電子処方箋により調剤する体制
- 電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制
- ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上
- ・ 医療 DX 推進の体制に関する掲示
- サイバーセキュリティの確保のために必要な措置

医療情報取得加算に関する事項

医療情報取得 加算

オンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の薬剤情報・特定 健診情報その他必要な情報を取得・活用して、より適切 な調剤等に取り 組みます。

時間外等加算(時間外・休日・深夜)に関する事項

時間外等加算 (時間外·休日 深夜)

休日、夜間を含む開 局時間外であっても調剤および在宅医療業務に対応 できる体制を整えております。 緊急を要する場合は、店舗もしくは店舗 の各携帯電話へお電話をお願いします。営業時間外の調剤につきまして は、お時間がかかる場合があります。

また、時間外・休日・深夜加算が発生いたしますのでご了承下さい。 時間外加算: 基礎額の 100% 深夜加算; 基礎額の 200%

休日加算;基礎額の 140%

かかりつけ薬剤師指導料に関する事項

該当店舗 フタバ薬局わらび店

- 保険薬剤師の経験3年以上/週32時間以上の勤務
- 当薬局へ 1 年以上の在籍
- 研修認定薬剤師の取得
- ・ 医療に係る地域活動の取組への参画

かかりつけ 薬剤師指導料

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数 の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

選定療養制 度

後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払い頂きます。

特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担金と併せてお支払い頂きます。

詳しくは下記厚生労働省のサイトをご確認下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html

保険外負担に関する事項

保険外負担 金費用

以下の項目について、実費の負担をお願いしています。

- ・ビニール袋 5 円/1 枚
- ・在宅訪問時に係る交通費 今後検討

明細書発行に関する事項

明細書の発行に ついて 会計時の領収書発行の際 に「個別の調剤報酬の算定項目がわかる明細書」を無料で発行しています。

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

令和7年4月1日現在

(事業の目的)

第1条

- 1. ファーマシーズ株式会社(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理 指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運 営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当会社の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
- 2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

- 1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - 保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - 麻薬小売業者としての許可を取得していること。
- ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に 確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

- 1. 従業者について
- 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
- ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘 案した必要数とする。
- 2. 管理者について
- ・常勤の管理者1名を配置する (職務の内容)

第4条

- 1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せん の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管 理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を 図るなど、居宅に おける日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業時間および連絡先)

第5条

- 1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国 民の祝祭日、年末年始(12月30日~1月3日)、を除く。
- 2. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、当会社が運営を行う保険薬局の所在地から居宅療養管理指導等を実施 する所在地までの距離にして 16km 圏内の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

- 1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
- ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
- 薬剤服用歴の管理
- ・薬剤等の居宅への配送
- ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- •ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認

- ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
- 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等) (利用料その他の費用の額)

第8条

- 1. 利用料については、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた金額とする。
- 2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び 費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
- 3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離を基準とする。
 - ・片道 概ね5km以上 500円

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には 速やかに主治医等に連絡する。

(虐待防止のための措置)

- 第 10 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止に関する担当者の選定と年一回以上の委員会の開催
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための年一回以上の研修の実施し その結果について従業者 に周知徹底を図る。
- (3) その他の虐待防止のために必要な措置

事業者は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者 (利用者の 家族等高齢 者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を 発見した場合は、速 やかに、これを市町 村に通報するものとする。

(苦情の処理)

第 11 条

居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条

- 1. 当会社は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができうる業務態勢を整備する。
- 2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を 用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- 5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。